

新潟県市長会会則

(名称及び構成)

第 1 条 本会は、新潟県市長会と称し、新潟県内の各市をもって構成する。

(目的)

第 2 条 本会は、各市の連絡協調を図り、市政の運営に必要な事項を研究協議し、市政の円滑な運営と進展を期することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 行財政に関する調査研究
- (2) 都市の発展対策に関する調査研究
- (3) 全国市長会、その他各種団体との連絡調整
- (4) 研修会、講習会等の開催
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第 4 条 本会に次の役員を置き、市長をもってこれにあてる。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 4 名
- (3) 監 事 1 名

(役員を選出)

第 5 条 会長及び副会長は総会において互選する。なお、副会長は、上越地区より 1 名、中・下越地区より 1 名又は 2 名を交互に選出する。

2 監事は、会長が総会に諮って、1 名を委嘱する。

(役員の仕事)

第 6 条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、これを代理する。

監事は、会計の監査を行う。

(役員任期)

- 第 7 条 役員任期は、2 年とし、会長は 2 期まで、副会長及び監事は、それぞれ 1 期とする。ただし、後任者が就任するまでは引続きその職務を行う。
- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第 8 条 会議は、定例総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集し、会議の議長となる。
- 第 9 条 定例総会は、年 4 回開催する。
- 第 10 条 臨時総会は、会長がその必要を認めたとき開催することができる。
- 第 11 条 本会に相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、現職市長の会長、副会長経験者をもってあてる。
- 3 相談役は、役員からの求めに応じ会の運営に関して助言を行う。

(会計)

- 第 12 条 本会の会計は、国の会計年度による。
- 第 13 条 本会の経費は、各市の負担金、寄附金その他の収入をもってあてる。
- 第 14 条 本会の歳入歳出予算は、年度開始前に会議の承認を得るものとし、決算は、監事の意見を付けて会議の認定に付さなければならない。

(事務局)

- 第 15 条 本会に事務局を設け、新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県自治会館内に置く。
- 第 16 条 事務局の運営に必要な事項は、別に定める事務局規程による。

(補則)

- 第 17 条 この会則の改廃は、会議の議決を必要とする。
- 第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この会則は、昭和 37 年 8 月 8 日から施行する。

(附 則)

この会則は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。

(附 則)

この会則は、昭和 42 年 9 月 12 日から施行する。

(附 則)

この会則は、昭和 43 年 2 月 22 日から施行する。

(附 則)

この会則は、昭和 46 年 7 月 23 日から施行する。

(附 則)

この会則は、昭和 60 年 5 月 15 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 29 年 4 月 19 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 31 年 4 月 25 日から施行し、改正後の第 7 条第 1 項の規定は、平成 29 年 4 月 19 日から適用する。

(附 則)

この会則は、令和 2 年 2 月 13 日から施行する。